

2) 安全衛生改善計画と労働衛生診断

(1) 安全衛生改善計画の作成の指示

労 働 卫 生 診 断 の 基 本

労働衛生コンサルタント 莊司栄徳

1. 労働衛生コンサルタントの業務と労働衛生診断

1) 労働衛生コンサルタントの業務と義務

(1) 労働衛生コンサルタントの業務 (労働安全衛生法)

第81条 (業務)

〔第1項 (労働安全コンサルタント) 省略〕

2 労働衛生コンサルタントは、労働衛生コンサルタントの名称を用いて、
他人の求めに応じ報酬を得て、労働者の衛生の水準の向上を図るため、事業場の衛生についての診断及びこれに基づく指導を行うことを業とする。

注) 帳簿を備え、3年間保存しなければならない。〔コンサルタント則第22条〕

記載事項は、①依頼者の氏名及び住所 ②依頼を受けた年月日 ③実施した診断の項目 ④受けた報酬の額

(2) 労働衛生コンサルタントの義務 (労働安全衛生法)

第86条 (義務)

コンサルタントは、コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
 2 コンサルタントは、その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくなった後においても、同様とする。

注) この規定に違反すると、厚生労働大臣は登録を取り消すことができる。

(第85条)

第78条 (安全衛生改善計画の作成の指示等)

都道府県労働局長は、事業場の施設その他の事項について、労働災害の防止を図るために総合的な改善措置を講ずる必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、当該事業場の安全又は衛生に関する改善計画を作成すべきことを指示することができる。

〔第2項省略〕

注) 第2項には、安全衛生改善計画作成にあたって、事業者は、労働組合等の意見をきかなければならないことが定められている。

(2) 安全衛生コンサルタント使用の勧奨

第80条 (安全衛生診断)

都道府県労働局長は、第78条第1項の規定による指示をした場合において、専門的な助言を必要とすると認めるとときは、当該事業者に対し、労働安全コンサルタント又は労働衛生コンサルタントによる安全又は衛生に係る診断を受け、かつ安全衛生改善計画の作成について意見を聞くべきことを勧奨することができる。

2. コンサルタントの行う労働衛生診断

1) 労働衛生診断の目的と意義

- (1) 労働衛生管理水準の向上
 - ・労働者の衛生水準向上のための指導を行うが、その基となるのが事業場の労働衛生診断である。
 - ・それをコンサルタントの名称を用い、他人(事業者)の求めに応じ報酬を得て行う。

(2) 労働災害の防止

- ・労働災害の防止を図るために衛生に関する改善計画の作成について、事業者に

専門的な助言をするが、その基となるのが事業場の労働衛生診断である。

- それを労働基準局長の勧奨により、労働衛生コンサルタントとして行う。

2) 労働衛生管理水準の段階

(1) 予防的な労働衛生管理（労働災害、特に業務に起因する疾病の予防）

- 労働安全衛生法 昭和47年制定 —— 健康診断、作業環境測定の義務づけ
- 安衛法 昭和63年の改正 —— 作業環境測定の評価と措置、作業の管理
- 安衛則 平成元年の改正 —— 健康診断項目の改正
- 安衛法 平成8年の改正 —— 健康診断結果に基づく措置、保健指導
- 安衛則 平成10年の改正 —— 健康診断項目の追加等
 - ・騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年）
 - ・職場における腰痛予防対策指針（平成6年）
 - ・健康診断結果に基づき事業者が講すべき措置に関する指針（平成8年）
 - ・熱中症の予防対策（平成8年）
 - ・化学物質等による労働者の健康障害を防止するため必要な措置に関する指針（平成12年）
 - ・過重労働による健康障害防止のための総合対策（平成14年）
 - ・VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン（平成14年）
 - ・第6次粉じん障害防止総合対策の推進（平成15年）
- 石綿障害予防規則の制定（平成17年）

(2) 積極的な労働衛生管理（健康づくりと働きやすい職場づくり）

- 安衛法 昭和63年の改正 健康保持増進措置の義務づけ
- 安衛法 平成4年の改正 快適な職場環境の形成の義務づけ
 - ・事業場における労働者の健康保持増進のための指針（昭和63年）
 - ・事業場における労働者の心の健康づくりのための指針（平成12年）
 - ・労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年）

(3) 労働衛生管理の進め方

- ・3管理のいずれも、「調べて、なおす」という手順で進められる。
- ・「調べる」は調査・測定であり、判断が要求されるから「基準」が必要。
- ・「なおす」は改善の計画と実施であり、コストがかかり、効果が期待されるから、「見積り」と「効果予測」ならびに「効果判定」が必要となる。

3. 労働衛生診断の手順と受託について

労働衛生コンサルタント業務も、「調べて —— 労働衛生診断」『なおす —— 労働衛生指導』の手順で進められる。

『診断』には「判断基準・根拠」が、『指導』には「知識と技術」が必要。

1) 労働衛生診断の手順

- ①情報把握 ②折衝と受託 ③事情聴取 ④実態把握（調査・測定） ⑤診断
- ⑥改善計画の作成 ⑦報告（報告書） ⑧指導への移行

2) 情報把握と受託

(1) 労働衛生診断の情報把握の要点

- ・他人（事業者およびその関係者）と親しく話をする。
- ・問題を抱え、悩んでいる人を見つける。
- ・労働局、労働基準監督署で「労働衛生管理特別指導」の情報を得る。
- ・産業保健センターで情報を得る。（現在、347カ所の地域産業保健センター、47カ所の産業保健推進センターがある。）

(2) 労働衛生診断の受託の要点

- ・他人（事業者およびその関係者）に労働安全衛生コンサルタントの機能を理解してもらう。
- ・労働衛生診断が状況改善の基礎となり、かつ経営に役立つことに気づいてもらう。
- ・労働衛生コンサルタントとしての能力を認めてもらう（実績、事例）。

4. 労働衛生診断の内容と判断基準

1) 労働衛生診断の大別

- ・問題点が絞られた個別事業場の自主的な相談に関する労働衛生診断から、「労働衛生管理特別指導」のような総合的な労働衛生診断まで、種々のケースがある。
- ・総合的な労働衛生診断は、対策を計画するために、次のように項目を大別することが望ましい。
①労働衛生管理体制 ②作業環境管理 ③作業管理
④健康管理 ⑤労働衛生教育

2) 項目別労働衛生診断の要点

(1) 労働衛生管理体制について

表1-(1) 労働衛生管理体制の概観

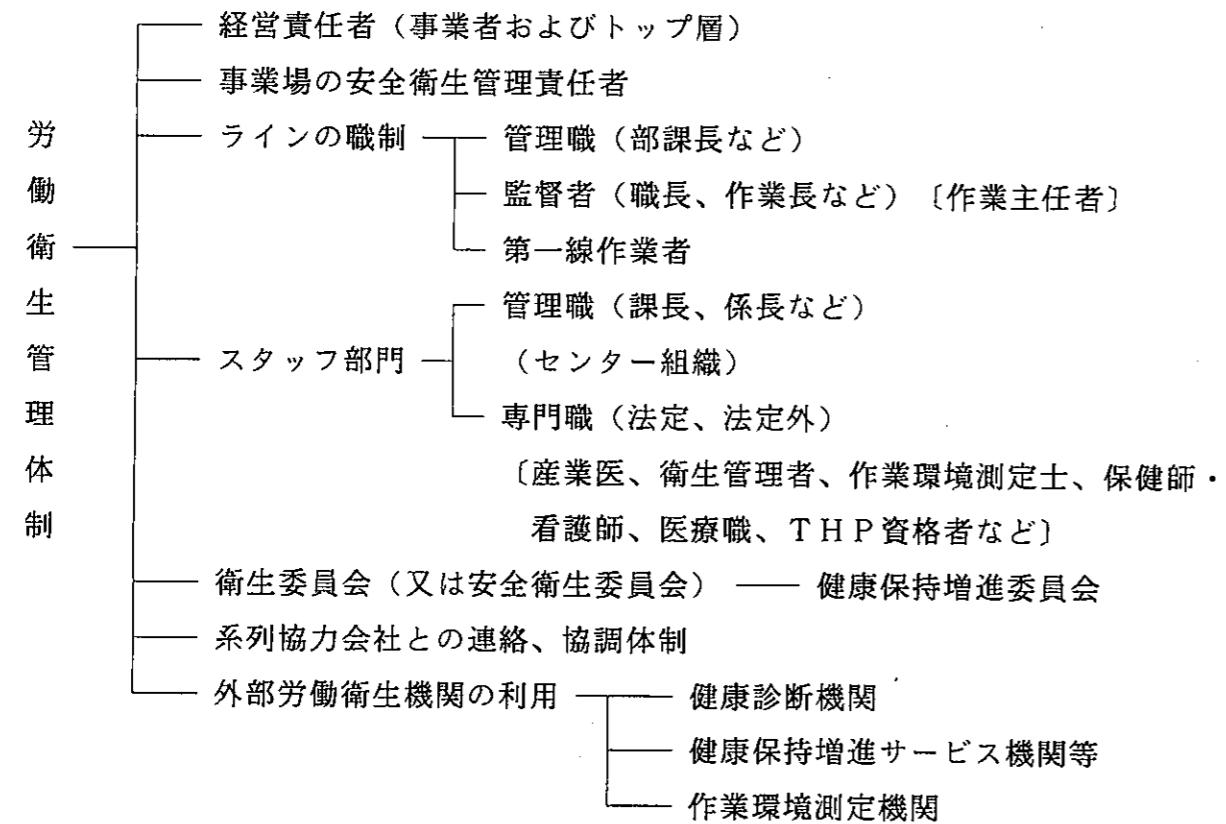


表1-(2) 労働衛生管理体制診断の要点

- ・経営責任者（トップ層）の安全衛生に関する認識、方針、活動などは？
- ・事業場の安全衛生管理責任者の認識、方針、活動などは？
- ・衛生委員会の構成、開催状況、議事録、審議内容などは？
- ・衛生管理者の届と活動は？（第1種、第2種、衛生工学衛生管理者の別）
- ・協力会社との連絡・協議体制とその実態は？
- ・外部労働衛生機関の利用状況と連携状態は？

*作業主任者を選任すべき衛生関係作業は以下の10種。①高圧室内作業、②金属の溶接、溶断又は加熱の作業、③放射線業務に係る作業、④ガンマ線を用いる透過写真の撮影作業、⑤特定化学物質を製造し又は取り扱う作業（石綿を取り扱う作業）、⑥鉛業務に係る作業、⑦四アルキル鉛等業務に係る作業、⑧酸素欠乏危険場所における作業、⑨狭隘な場所において有機溶剤を製造し又は取り扱う作業

(2) 作業環境管理について

表2-(1) 作業環境管理の概観

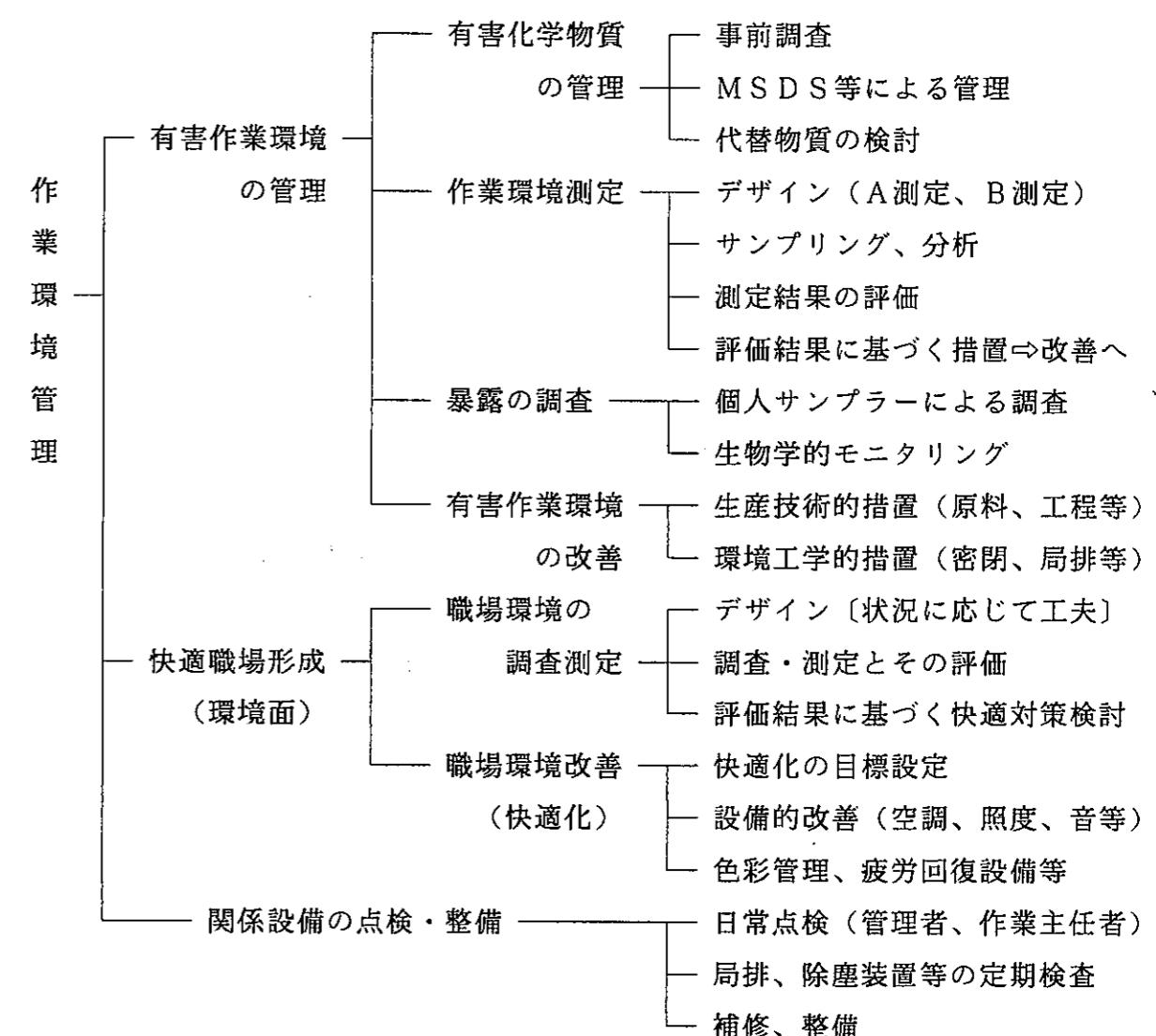


表2-(2) 作業環境管理状況診断の要点

- ・使用する原材料、中間体について、有害性の検討は終わっているか？
- ・有害作業環境の選定、測定、評価は定められたとおりに行われているか？
- ・対策設備の点検、整備は的確に実施され、記録されているか？
- ・職場環境の快適化に関する事業所方針はどうか？具体的な計画はあるか？
- ・関係設備の点検は、ラインとスタッフの両者によって行われているか？
- ・作業管理、健康管理との連携、労働衛生教育との関連は配慮されているか？

(3) 作業管理について

表 3-(1) 作業管理の概観

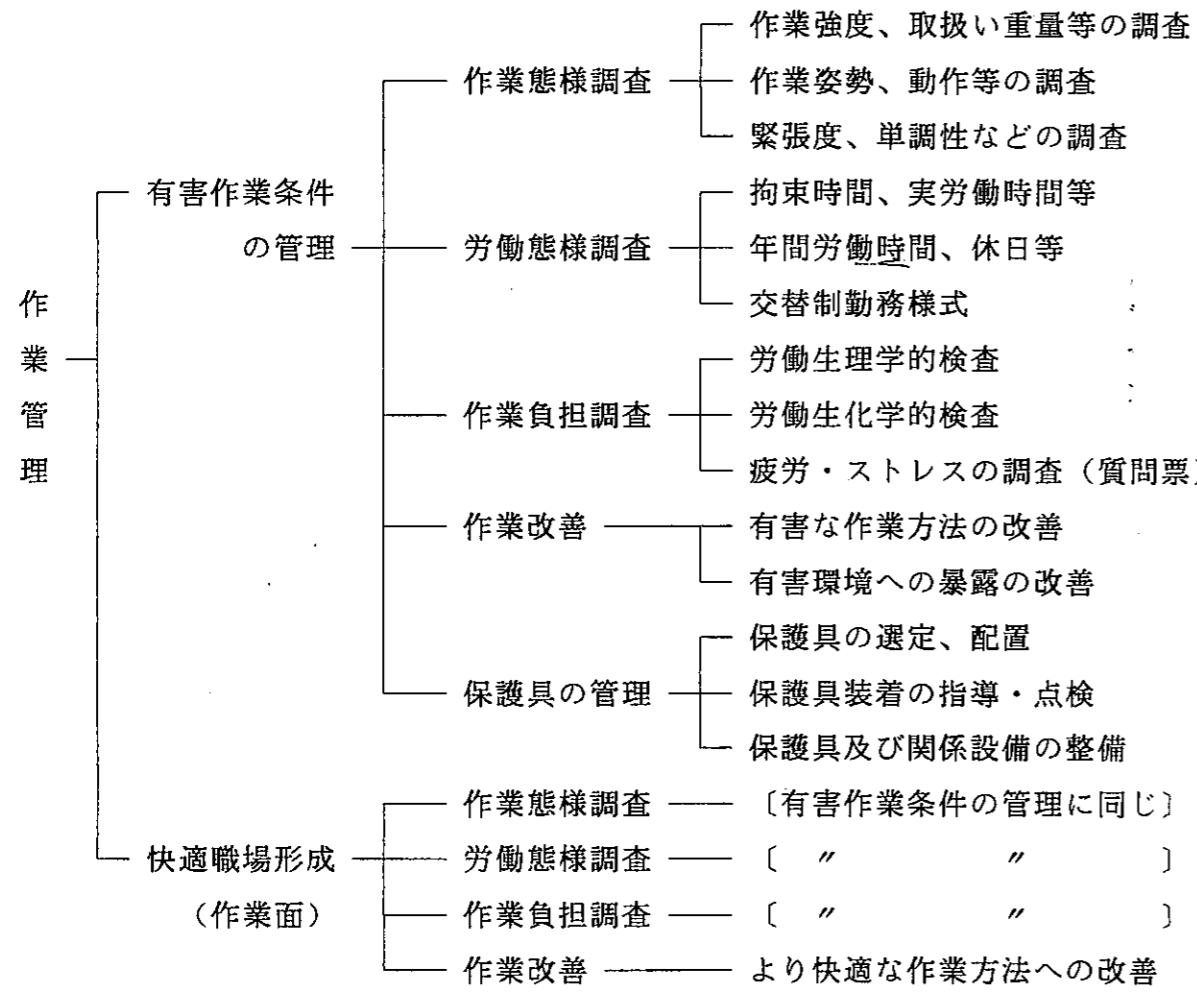


表 3-(2) 作業管理状況診断の要点

- ・作業管理上の問題点は、具体的に把握されているか？
- ・各問題点の調査は、どの程度進んでいるか？
- ・立入禁止区域、管理区域、禁止事項等が明示され、守られているか？
- ・使用すべき保護具が的確に選定され、適正に使用・管理されているか？
- ・職場環境の快適化に関する事業所方針はどうか？ 具体的計画はあるか？
- ・作業方法の点検は、ラインとスタッフの両者によって行われているか？
- ・作業環境管理、健康管理、労働衛生教育との連携はとられているか？

(4) 健康管理について

表 4-(1) 健康管理の概観

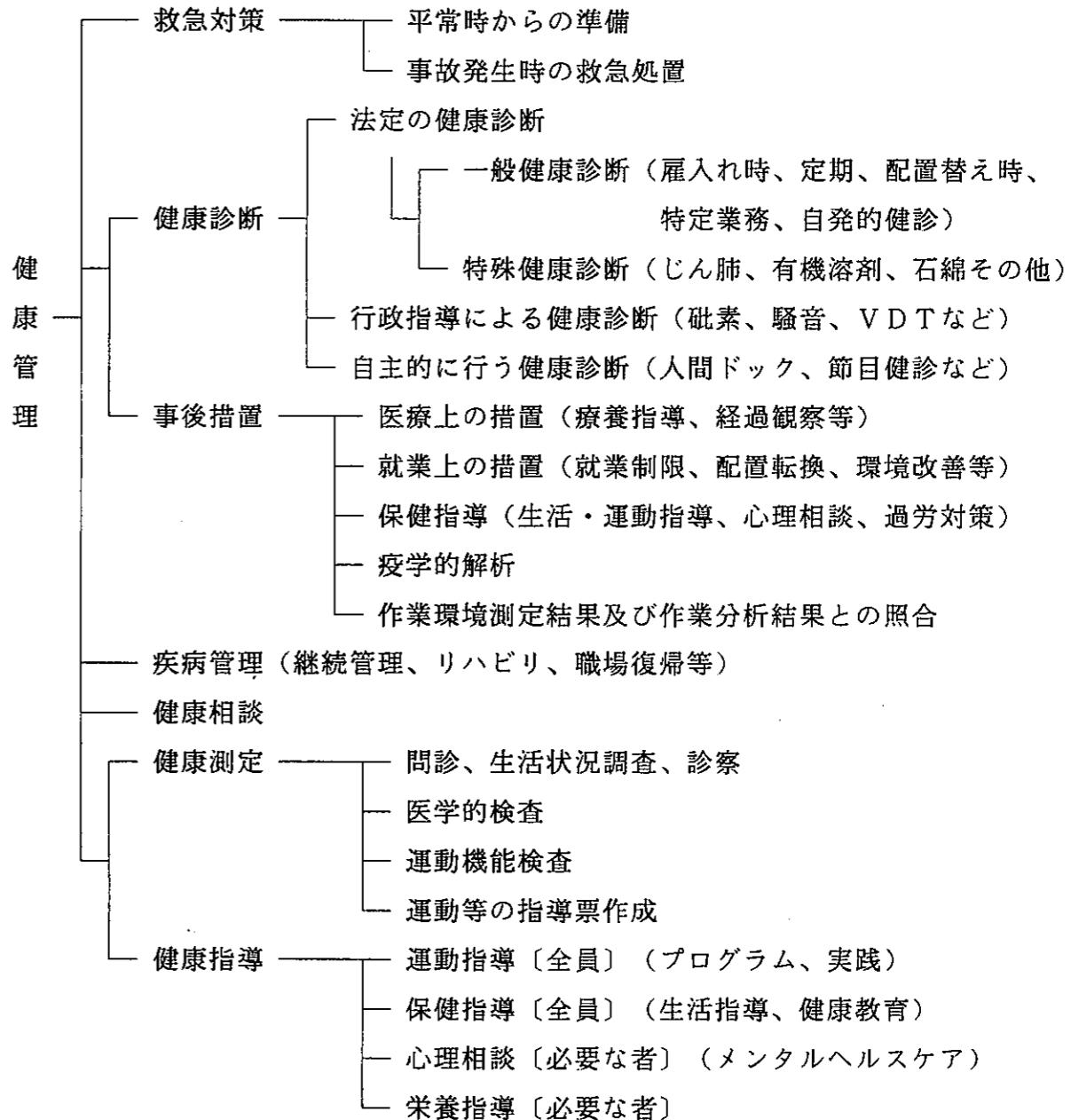


表 4-(2) 健康管理状況診断の要点

- ・健診の種類、健診項目、省略・追加等は、法を満たしているか？
- ・所定の報告に洩れはないか？ その内容は適切か？
- ・健診機関の選定は良いか？ 当該機関の精度管理は良好か？

- ・健診結果の個々人への報告はどのように行われているか？面接は？
- ・精密検査と健康診断結果に基づく保健指導は適切に行われているか？
- ・事業者として講すべき就業上の措置等は的確に行われているか？
- ・記録の保存、利用状況はどうか？経年管理はなされているか？
- ・日常の健康管理はどのように行われているか？
- ・従業員の健康状態は把握されているか？THPの方針と実践状況は？

(5) 労働衛生教育について

表 5-(1) 労働衛生教育の概観

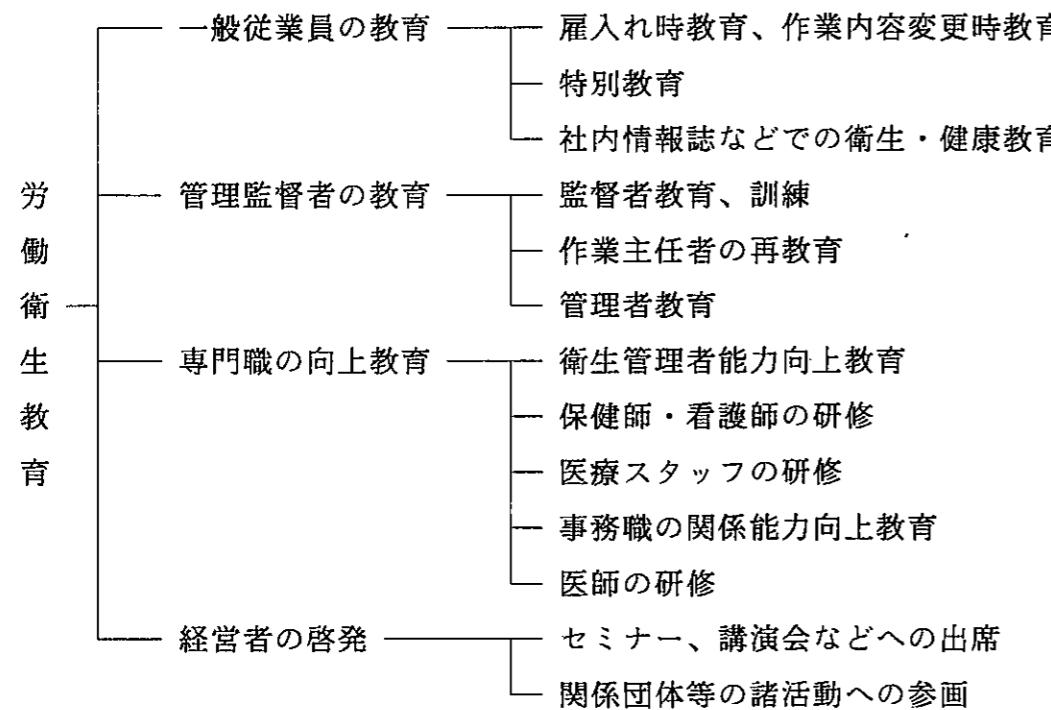


表 5-(2) 労働衛生教育状況診断の要点

- ・法定の教育は、種類、内容、時間等所定の条件を満たしているか？
- ・講師、教材、教育方法は適切か？教育の効果を把握しているか？
- ・自主的な教育は行われているか？その対象と内容は？
- ・階層別の教育は整っているか？
- ・小集団活動との関連はどうか？その成果は挙がっているか？

5. おわりに

労働衛生診断にあたっては、次の点に留意すべきと考える。

- ① 最初は話しやすい雰囲気を作るようする。
……簡単に事情を聴取するなど、話しやすい話題から。
- ② 良好な点を見つけ、褒めるよう心掛ける。
……健康診断など実施率の高い分野から入ると褒めやすい。
- ③ 聽取の際、帳票については確認する。
……選任届、健康診断結果報告、作業環境測定結果など。
- ④ 職場を巡視して、自分の眼で確かめる。
……特に作業環境や作業方法などは確認が望ましい。
- ⑤ 安全管理についても観察・助言する。
……職場では安全と衛生は一体の活動である。
- ⑥ 後の対策を意識して診断する。
……労働衛生診断は指導に繋げてこそ意義があるから。
- ⑦ 報告書は、簡明・正確に記載する。
……写真や資料の利用は効果的である。
- ⑧ 事実に基づいて細部にわたり的確に診断し、
……かつ、大局的な判断を忘れないように・・・
- ⑨ 知識の蓄積、観察力・調査力の向上に努め、
……常に自己研鑽を怠らないように・・・
- ⑩ 師、友、パートナーに恵まれるよう心掛け、
……コンサルタント業を通じて社会貢献を・・・